

# 平成17年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

### 2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

試験研究機関の内、次の6機関の財務事務の執行及び試験研究業務の管理について

- (1) 群馬県衛生環境研究所
- (2) 群馬県林業試験場
- (3) 群馬県農業技術センター
- (4) 群馬県畜産試験場
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター
- (6) 群馬県繊維工業試験場

### 3 監査対象期間

主として平成16年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成17年度分についても監査対象とした。

### 4 テーマ選定の理由

群馬県は現在8の試験研究機関を有し、産業の振興や県民の健康の保持、環境の保全など県民生活の安定・向上を図るために、総額約400億円の投資を行ったうえ、350名程度の職員数を擁し、毎年40億円前後の支出を行っている。

このような試験研究機関が適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは県民の関心のあるところである。

そこで、これらの試験研究機関の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成していくように運営されているかについて監査する意義があると判断した。

### 5 監査の要点

- (1) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか。
- (2) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか。
- (3) 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。
- (4) 利用者に適切な金額を負担させているか。
- (5) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか。
- (6) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか。

## 6 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人 公認会計士 林 章
- (2) 補助者 公認会計士 5名  
(横山太喜夫、永井乙彦、田中 誠、松井 理、鈴木祥浩)

## 7 監査対象試験研究機関の選定

具体的な監査対象試験研究機関は、 予算規模、 職員数、 特定の所管局に偏らない、という基準で上記の6試験研究機関を選定した。

なお、文中の略称は次のとおり。

- (1) 群馬県衛生環境研究所 (保健・福祉・食品局) 略称：衛環
- (2) 群馬県林業試験場 (環境・森林局) 略称：林業
- (3) 群馬県農業技術センター (農業局) 略称：農業
- (4) 群馬県畜産試験場 (農業局) 略称：畜産
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター (産業経済局) 略称：産業
- (6) 群馬県繊維工業試験場 (産業経済局) 略称：繊維

以上

## 第2 外部監査の結果及び意見の要約

### 各試験研究機関に共通する監査結果

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について	意見	随意契約理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。(林業、畜産)	1-12
2	執行伺書への契約条項案の添付等について	意見	執行伺書に契約条項案が添付されていない。また、業務委託契約書の再委託の禁止条項がないものがあった。契約伺には契約書案が添付されているが、当初の執行伺でも原則どおり契約条項案を添付するとともに、再委託の禁止条項についても、合理的な理由がある場合を除き当初から契約条項案に含めるべきである。(農業、産業)	1-13
3	売買契約書における目的物品の記載について	意見	物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されているにもかかわらず、仕様書には、メーカー、型式など機種が特定されていない事例があった。売買契約書上、目的物の特定は当然のことであり、落札業者が決定した段階で納品予定機種を特定の上、契約書もしくは添付の仕様書に特定機種を明示すべきである。(衛環、農業)	1-14
<b>(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)</b>				
4	備品の現品確認について	指摘事項	備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。 備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。(衛環、農業)	1-16
5	必要がなくなった物品について	指摘事項	必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。 また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。(衛環、農業、畜産、繊維)	1-16

要 約

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
6	備品の購入について	意見	備品の購入の意思決定については、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等行うべきあり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。（林業、畜産）	1-17
7	機器利用状況の把握について	意見	機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続きをとる必要がある。（衛環、林業、農業、畜産、繊維）	1-17
8	遊休不稼働建物等について	意見	現在では使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。（林業、農業、畜産）	1-18
9	他機関からの預かり資産について	意見	他機関からの預かり資産については、県の所有物と区分するため、「物品預り証」を発行し明確に峻別管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。（衛環、産業）	1-18
10	火災共済付保状況について	意見	火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。（衛環、農業、畜産、産業、繊維）	1-19
11	薬品等の管理状況について	意見	毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。（衛環、林業、農業、畜産、産業）	1-21
<b>(利用者 zu 適切な金額を負担させているか)</b>				
12	受託研究における受託料の積算について	意見	受託研究における受託料の積算について、積算に関する規定がない事例や規定があるものの、規定の文言が曖昧である等の理由により統一的に積算されていない事例があった。受益者に実費等の応分の負担を求めることとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託料の設定が恣意的にならないように積算の規定を設け、その規定に従って受託料の積算を行う必要がある。（衛環、林業、産業、繊維）	1-22
13	受託研究における受託料の算定方法の見直しについて	意見	受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者への適正な負担はどうあるべきか常に見直しをしていくことが望まれる。（林業、産業、繊維）	1-22

項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>			
14	外部評価委員による外部評価について	意見 各試験研究機関における外部評価の規定に、事後評価が盛り込まれていない事例があった。 研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であるので、各試験研究機関における外部評価においても規定すべきものと思われる。(林業、農業、畜産)	1-23
15	外部評価委員の評価基準について	意見 農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。(農業、畜産)	1-23
16	外部評価委員の評価書について	意見 農業研究機関における研究課題についての外部委員の評価書について、改善する必要がある。 外部評価委員評価書の書式を改正し、評価結果についての理由、その他の意見等を記載する箇所を設ける等書式を整え、会議要旨(概要)の作成等、研究課題についての外部評価を効果的に利用できるようにすべきである。(農業、畜産)	1-24
17	研究成果の調査、分析について	意見 基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、例えば県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することも有益であると思われるので検討されたい。 また農業研究機関における研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。(農業、畜産、産業、繊維)	1-24
<b>(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)</b>			
18	中長期計画について	意見 現時点では、中長期計画は策定されていない試験研究機関がある。今後研究費の予算がますます厳しくなることが予想される中、各試験研究機関の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。 また、説明責任を果たす意味からもその計画は公表し、県民の判断を仰ぐべきである。(衛環、林業、繊維)	1-26
19	外部資金の導入について	意見 研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。(衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維)	1-26

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
20	評議会（試験研究機関運営の諮問会）の必要性について	意見	評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。 また、運営会議の議事録の作成、保存を義務化すべきである。 （衛環、林業、農業、畜産、繊維）	1-27
21	人事面の施策について	意見	各試験研究機関では、研究職員の高齢化、人事の滞留現象または在職期間が短すぎる傾向があるが、研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。以下の事項を検討されたい。 （1） 適切な勤続年数 （2） 任期付研究員制度 （3） 民間研究者活用 （4） 行政部門や他の研究機関との交流 （5） 業績連動型人事評価 （衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維）	1-28
22	研究職員の育成について	意見	研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。以下の点につき検討されたい。 （1） 民間派遣研修制度 （2） 大学院派遣制度 （衛環、林業、農業、畜産、繊維）	1-29
23	業務の効率化の追求について	意見	人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。 （林業、農業、畜産、産業、繊維）	1-30
24	試験研究における計画策定及び進捗管理について	意見	研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。研究計画の策定、及び進捗管理を適切に行い書類として残すことは、試験研究作業の効率性の分析に有用である。（衛環、林業、農業、繊維）	1-31
25	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について	意見	試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。依頼試験や受託研究について、案件ごとに要する工数の実績集計を行うことが望まれる。所要工数の実績を把握分析することは、料金設定の精度を向上させ、より説得力のある利用料金の設定にもつながるものと考えられる。 （衛環、林業、農業、畜産、繊維）	1-32

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
26	光熱水費節減について	意見	光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減策として、夜間電力の利用、電気使用料警報システムの設置等の検討をされたい。(農業、畜産、繊維)	1-32
27	行政コスト計算書の活用について	意見	各試験研究機関の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。 各試験研究機関の行政コスト計算書(平成16年度)は、20頁参照。 (衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維)	1-33
28	研究課題別原価計算について	意見	研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。 研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有用な情報を提供すると考えられる。また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価に当たって重要な情報を提供することとなると考えられる。 各試験研究機関の研究課題を任意に1課題選定し、研究課題別の行政コストを試算した結果は各試験研究機関の監査結果に記載してある。(衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維)	1-40
29	研究成果の普及について	意見	研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。 (林業、農業、畜産、繊維)	1-41
30	県立8試験研究機関の連携強化について	意見	貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。 具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。 (1) 重複分野の共同化 (2) 関連する分野の共同化 (3) 各種情報の共有化 (4) 県立8試験研究機関間の人事交流の促進 (衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維)	1-41
31	試験研究機関の今後のあり方について	意見	研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で試験研究機関の今後の運営には、以下の視点が求められると思われる。	1-43

要 約

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			<p>(1) 効率性の追求</p> <p>中長期計画による戦略的な運営 競争的資金の獲得等による外部資金の導入 評議会（試験研究機関の運営の諮問会）の設置 人事の活性化・流動化による研究業務の活性化 研究職員の育成のための方策の検討 業務の効率化 研究計画の策定及び進捗管理の改善 試験研究に係る作業工数の把握及び分析 光熱水費の削減努力</p> <p>(2) 行政としての公正性、公平性の確保</p> <p>研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスの見直し 行政コスト計算書の作成及び活用 研究課題別原価計算の実施及び活用</p> <p>(3) 研究成果の迅速な普及</p> <p>(4) 研究成果の追跡調査</p> <p>(5) 他の研究機関との連携強化 (衛環、林業、農業、畜産、産業、繊維)</p>	



## 県として検討すべき項目

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
1	地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について	意見	<p>地方独立行政法人制度の趣旨は、より効果的かつ効率的な行政サービスを提供することであり、試験研究業務にこの制度導入を選択肢に入れて検討されたい。</p> <p>県の試験研究機関を地方独立行政法人化することによるメリット・デメリットは次のとおりである。</p> <p>(1) メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営責任の明確化</li> <li>中期目標、計画による計画的運営の推進</li> <li>経営のチェック体制の強化</li> <li>人事制度の弾力化</li> <li>説明責任の明確化</li> </ul> <p>(2) デメリット</p> <p>総務関係要員が別途必要になること、財務会計の構築や不動産登記のための登記委託等の経費が発生すること、法人役員報酬や監査料等、新たなランニングコストが発生すること等が挙げられる。</p>	1-45

**各試験研究機関の監査結果**

**1 群馬県衛生環境研究所**

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	試験検査器具類 洗浄業務委託について	指摘事項	試験検査器具類洗浄業務委託は業務委託契約の形態ではあるが、契約先・業務内容・対価などを総合検討すると、臨時職員賃金として取り扱うべきものと認められる。	2-13
2	契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて	指摘事項	(1) 随意契約中に契約額 100 万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも入手していない事例 (2) 変更増加額が 150 万円以上となるにもかかわらず、請書で済ませて変更契約書が作成されていない事例があったが、県財務規則第 191 条第 3 項により、契約金額 100 万円以上については、少なくとも請書を徴すべきである。また、同条第 1 項 8 号は変更契約の場合にも適用されることを確認すべきである。	2-14
3	指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について	指摘事項	競争入札不調により随意契約とする場合に最低価格での応募業者 1 者のみから見積書を徴している事例が散見された。競争入札不調につき随意契約とする場合、最低価格の 1 者に限定する必然性はない。あらためて原則どおり 3 者以上の見積合せとすべきである。	2-14
4	指名競争入札における指名人の固定化について	意見	毎年度指名競争入札に付される庁舎清掃、空調設備保守点検などでは指名人が固定されているとともに、落札業者も固定されている。 毎年継続する業務委託については指名人の範囲を見直すためにも、定期的に一般競争入札を検討されたい。	2-14
5	検査機器等購入審査委員会等の活用不足について	意見	機種選定に関する検査機器等購入審査委員会は平成 12 年 2 月から、また、指名業者選定委員会は平成 15 年 2 月から導入されたが、設置要領どおりには運営されていない。 両委員会の適正な運営及び議事録の作成につき改善されたい。特に議事録には業者の選定結果を明記するべきである。	2-15
6	空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について	意見	指名競争入札による落札金額に対して増加金額が 50% 以上の変更契約があった。 必要性について検討のうえ、あらためて指名競争入札に付すべきであったと思われる。	2-15
7	随意契約における見積書徴求業者の選定について	意見	随意契約による消耗品の購入について、見積書の徴求業者が偏っている傾向がある。 随意契約により物品の購入をする場合についても、競争原理が十分機能するように留意すべきである。	2-16

2 群馬県林業試験場

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	指名競争入札における指名人の選定手続きについて	意見	指名競争入札における指名人選定の理由を記述した書面が作成されていないが、指名理由、根拠等を回議書に記入する等明確にしておく必要がある。 指名人数が最低の3人である事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。 また、平成16年4月に設置された「指名人選定委員会」の活用が望まれる。	3-16
2	備品の機種選定理由に競合機種の価格情報が記載されていない事例について	意見	備品購入時の機種選定に際して、競合機種の価格について検討した形跡が認められない事例があった。価格についても十分考慮のうえ機種を選定すべきである。 機種選定理由書には、競合する機種についての価格情報を記載することを義務付ける必要がある。	3-18
3	契約書の管理が不十分である事例について	意見	重要書類である契約書の管理が不十分な事例がある。常に契約書類を整理し、綴りおくことが必要である。	3-18
4	随意契約における見積業者の固定化等について	意見	随意契約における見積業者が固定化している事例があり、見直しが必要である。見積業者の入れ替え、見積業者数の増加等によって、見積業者の固定化を防止する努力をすることが望まれる。また、前年度の契約状況を添付するなど、業務見直しによりこのようなことのないよう注意されたい。	3-19
5	見積業者の選定が不合理と思われる事例について	意見	随意契約において、より多くの者から見積りを徴すことが望ましいのであるが、県財務規則が規定する最低の3者でよしとしているのではないと思われる事例がある。随意契約における見積り徴求は、なるべく多くの業者から見積りを徴求し、経済合理性を追求すべきである。	3-19
<b>(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)</b>				
6	管理換の手續きについて	指摘事項	備品の真正の備品管理者が管理を行うべきであり、管理物品の異動があった場合は、県財務規則第216条に規定する管理換手續きを早急に行う必要がある。	3-20
7	備品貸し出し手續きについて	指摘事項	備品の貸出期間の延長があった場合には必要な手續きを遅滞なく行う必要がある。	3-21
8	備品の現品確認のチェック業務について	意見	管理部門(総務グループ)は、実地たな卸を使用者に一任するのではなく、再確認を行うことが望ましい。また、たな卸時には、現品の有無だけでなく、その整備・保管状況も併せてチェックすることが必要である。	3-23

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
9	必要がなくなった物品について	意見	必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、速やかに使用可能性を検討し、必要がなくなった物品と認められた場合には不用の決議を行う必要がある。	3-23
10	郵便切手・ハガキの管理について	意見	郵便切手・ハガキの年間の使用料を超える過剰な保有量があるのに、新たに購入するのは不効率な予算の使い方であり、管理上も問題があるので、今後は十分に注意されたい。	3-27
<b>(財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか)</b>				
11	寒冷地手当の算定方法について	意見	寒冷地手当は基準日に寒冷地に勤務する職員に支給されているが、扶養親族の数によって金額を決定するのは不合理であると思われるので見直されたい。	3-28
<b>(利用者に適切な金額を負担させているか)</b>				
12	試験手数料収入について	指摘事項	試験手数料収入のうち、規則等の定めによるべきものが、定めなしで行われていた。「手数料条例」の周知徹底を図るべきである。指摘案件については、依頼内容がケースバイケースの事例となることもあり、規則で定めるか、若しくは手数料条例を改訂し、試験場長がケースに応じた適正額を算出できるような対策を検討すべきである。	3-29
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>				
13	林業試験場試験研究推進審議会について	意見	研究課題の外部評価の場として林業試験場研究推進審議会が設けられているが、年1回の開催で所要時間は3時間程度であり評価の時期及び方法について再検討すべきである。審議会の構成員の日程調整が困難で開催回数や時間が制約されるのであれば、審議会の実施時期や方法を再検討し、評価機関として充実したものとすることが望まれる。	3-32
<b>(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)</b>				
14	野鳥病院について	意見	野鳥病院については、設置目的達成のため、事業の拡充、充実を図ることが望まれる。 また、野生鳥獣保護の試験研究への利用、広報活動等の拡大による県民への周知も必要であると思われる。	3-37
15	関係諸団体との交流の必要性について	意見	研究ニーズの把握、テーマ設定の方法の検証等のため、関係諸団体との密接な交流により、情報収集することが望まれる。	3-37

## 3 群馬県農業技術センター

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)				
1	単価契約における予定価格の設定について	指摘事項	複写サービス単価契約について、予定価格は複写機設置場所別に単価として設定すべきところ、総額のみが設定されていた。単価契約では予定価格は単価として設定しなければならないこと、複数の単価契約を一括契約する場合は個々の入札単価のすべてが予定単価以下であり、かつ総額で最低価格の業者が落札となることに十分留意すべきである。	4-20
2	落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について	指摘事項	指名競争入札の落札者が契約を辞退したため、随意契約に変更されたが、落札金額の制限内に相当していない。次点の入札者のみでなく、他の入札者からも見積書を徴すべきであった。落札者が契約を辞退するケースは極めて稀であり、慎重に検討したうえで対応する必要がある。	4-21
3	研究経費の使用について	指摘事項	随意契約における見積り合せ省略に関し県財務規則第 190 条第 1 項各号は例外的にこれを認めており、その 1 号に「予定価格が 10 万円未満の契約をするとき。」と規定されているが、運用にあたっては十分に検討することが求められる。県財務規則を遵守し、随意契約においても可能な限り競争の確保に努めるべきである。	4-21
4	決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて	指摘事項	契約事務で作成・入手される決裁書類、契約書、見積書及び請求書等の諸書類に日付の記載がないものが検出されたが、契約事務で作成・入手される諸書類には日付明記が必須であることを再確認し徹底すべきである。	4-22
5	一般競争入札に付さない理由の明示について	意見	指名競争入札の場合に一般競争入札に付さない理由が執行伺書上明示されていない。指名競争入札に付する場合は令のどれかに該当することを要する。該当号を明記し、説明を付するよう徹底すべきである。	4-22
6	落札者決定におけるくじ引きの経過資料について	意見	指名競争入札で同一価格の入札者があった場合のくじの保存がなかった。くじの保存が必要なことを徹底するとともに、具体的に資料として残りやすい方法を検討すべきである。	4-23
7	高額物品の二者随意契約について	意見	購入価額 1 千万円前後の高額の機器等の購入にあたり、相手先 1 者特定しての随意契約の方法が適用されていたが、物品購入に際しての合議体制の見直しが望まれる。特に専門性の高い機器類については、合議体制を見直し、契約締結の方法についての具体的な基準の整備、会議の実施記録の作成・保存及び購入後一定期間を定め、使用状況を確認・検証する等の取り組みが求められる。	4-23

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)</b>				
8	備品整理票等の貼付洩れについて	指摘事項	備品整理票が現品に貼付されていないと、備品管理台帳との突合をはじめとする現品の個別管理が不可能になる。現品への備品整理票の貼付は必ず履行される必要がある。規則に則り、取得時に処理をすること。また、毎年8月の現品確認において、剥がれそうな整理票については、補修措置等を実施する。	4-26
9	寄贈品について	指摘事項	寄贈品の処理が適切に行われていない。寄贈された物品といえども、重要な財産であることに変わりはなく、有償取得財産同様の管理がされねばならない。	4-28
10	県立試験研究機関内の備品の貸付手続きについて	意見	県立試験研究機関内の備品の貸付手続きが適切に行われていない。契約書、借用書等を作成すべきである。また、今後、資産の効率的な利用の観点から、県立8試験研究機関で共有の資産を購入・保有する機会も増加し、各機関間での資産の移動貸借が頻繁に行われることが予想される。このような事態に対応するために、管理換の規定に加えて、県の機関内の貸借の規定を検討することが望まれる。	4-31
11	前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について	意見	展示されている過去の伝統的な農機具等の公開は不十分であり、検討が望まれる。もし、展示に意義が見出せないようであれば、廃棄を検討するか、必要とする資料館等への移設、管理を検討することが望まれる。	4-32
12	前橋研究拠点の格納庫の保安対策について	意見	前橋研究拠点の格納庫について、収納機械器具等の保安対策が不十分である。保安対策、例えばシャッターの設置等を検討すべきである。	4-32
13	肥料の在庫たな卸について	意見	肥料等について実地たな卸が実施されていないが、たな卸資産の使用実績管理の観点から、実地たな卸の手続きは欠かせないものである。	4-33
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>				
14	研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて	意見	研究計画が数年に亘るものの場合、年度毎の具体的研究計画が記載されていないものがあるが、改善する必要がある。年度毎の研究目的、成果目標、研究方法を具体的に計画し、年度毎に評価をすべきである。また、やむなく研究が数年に亘る場合、年度毎の具体的研究計画を明示すべきである	4-38
15	種苗の取扱いについて	意見	農業技術センターにおいては群馬県育成品種として品種登録している品種が相当数ある。種苗に関する規定である「海外優良種苗・遺伝資源導入事業関連の品種・系統等の取扱い要領」(平成7年4月1日策定)は、策定以来見直しがされていないが、その内容を再検討することが望まれる。	4-39

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)</b>				
16	組織統合に伴う研究業務等の効率化について	意見	組織統合に伴う業務上の諸問題点が未解決になっている。組織統合の趣旨を実現させるためにも、早急にこれらの問題を解決すべきである。	4-45
17	農産加工グループの業務内容について	意見	農産加工グループについては、その研究内容は必ずしも先端的な技術を伴うものではなく、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われる。研究目標を明確にすることで、県の農業政策で担うべき役割を見直す必要があると思われる。	4-46
18	作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について	意見	作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について、作業的業務に従事する人員をより有効的に活用するための検討が望まれる。限られた人的資源を有効に活用するには、種子の生産や配布などにおける作業的業務は外部委託をするなどの工夫が必要と思われる。	4-47
19	高冷地野菜研究センターの研究業務について	意見	高冷地野菜研究センターの研究業務は、キャベツに関する病虫害防除対策、品種育成及びその肥料に関する研究課題が主要なものであるが、キャベツ以外の野菜の研究も少ない状況にあり、見直しが求められる。 高冷地栽培に適する野菜はキャベツだけではないものと思われる。キャベツ以外の野菜の研究を進めるとともに、雪で実証研究が出来ない冬季の対策を検討すべきである。	4-47

#### 4 群馬県畜産試験場

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	指名人選定の方法について	意見	飼料購入単価契約では指名人の応札辞退が多く見受けられる。中には、10件以上の契約で指名に対して全件辞退しているケースもあり、指名人の選定方法について検討する必要がある。指名人の選定にあたっては、業者の情報を十分に把握したうえで決定することが求められる。	5-14
2	予定価格と応札価格との乖離について	意見	平均落札率が低下傾向にあることは望ましいが、予定価格と応札価格全般との乖離が広がっている点に、若干懸念が残る。予定価格の算定について、精緻な積算方法を習得し、価格の精度向上に努力されたい。	5-16
3	予定価格と落札価格の一致事例について	意見	随意契約において予定価格＝契約価格となる事例が多く発生している。契約事務の厳正公平さを保つ観点、コスト削減の観点からも、手続きの厳守に留意する必要がある。指名人の選定にあたっては、指名委員会で検討されているが、さらに慎重な対応が必要である。	5-18
<b>(利用者に適切な金額を負担させているか)</b>				
4	種豚の払下げ価格について	意見	種豚の払下げ価格は、毎年同一価格で払下げしているが、前年の市場価格及び畜産試験場の全部コストの積算価格を参考にして決めるべきである。	5-25
5	和牛受精卵の払下げ価格について	意見	聞き取りによると少なくとも畜産試験場の払下げ価格は昭和63年から一度も変えられていない。毎年積算根拠を明確にして、人件費、減価償却費を含めた全部コストを算出し、適切な価格設定をすることが必要である。	5-25
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>				
6	農業推進会議専門部会について	意見	農業推進専門会議専門部会についてメモは残っているが、議事録が残されていない。実際の出席者、会議の時間、議論の内容、決定議事などについては必ず議事録を作成し、出席代表者の校閲を得て保管することが必要である。	5-29
7	吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について	意見	吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取に関連した試験が主な業務になっている。これまで後者については試験成績が報告されているが、前者については報告書としてまとめられていない。毎年の研究目的、研究目標を定め、その結果を毎年評価して、翌年以降の研究に役立てると共に、その他の有効な研究課題を見つける等、当センターのより一層の活用を図るべきである。	5-30



## 5 群馬県立群馬産業技術センター

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	入札準備検討委員会について	意見	1者のみ入札により導入した機器等があった場合について、「産業技術センター入札準備検討委員会設置要綱」は、1年以内にその機器等に係る研究又は指導等の実績を検討すべきことを規定しているが、現状はその報告や検討がなされていない。 報告書の書式を整えるなど事務手続きを整えて、要綱の規定どおり実施すべきである。	6-18
2	見積書及び請求書等の日付の洩れについて	意見	機器等の購入先から入手する見積書、請求書に日付がないものが散見されるが、機器等の購入先に対し日付を記入するよう徹底すべきである	6-19
<b>(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)</b>				
3	備品の購入に係る整備機器要望調査票の改善について	意見	器備品等の要求部門から提出される整備機器要望調査票の改善が望まれる。買替えにより新規設備等を導入した場合、既存類似設備等は一般的に不要となるものが多い。 調査票には、既存類似設備に関する新規設備導入後の利用見込みの妥当性を的確に判断するという観点から、既存類似設備の今後の利用見込みについても記入すべきである。	6-21
4	施設の利用促進について	意見	産業技術センターには研修室、会議室等外部への開放施設があるが、その利用状況は十分とは言い難い。これら施設の利用を促進するような施策が求められる。 技術相談や技術指導等で産業技術センターを来訪する県民に対して施設の利用を促すとともに、中小企業の利用を促進することが望まれる。	6-22
5	旧工業試験場跡地の有効利用について	意見	旧工業試験場跡地は現在、未利用の状態となっているが、老朽化している建物が存在する現状では、当該跡地の有効な利活用は困難である。地元の地域振興、企業の振興につながるよう、早期に抜本的な利活用策を決定することが望まれる。	6-23
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>				
6	プロジェクト研究課題の選定および評価制度の確立について	意見	プロジェクト研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。 産業技術センターでの研究課題は広い技術分野に及ぶため外部評価による適切な評価を受けることは難しいが、研究課題の検討過程を明確にすることが必要である。	6-32
<b>(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)</b>				
7	特許の取扱いについて	意見	特許の取得や特許権の維持にはコストがかかることもあり、特許権による収入を確保することも引き続き実践されたい。	6-34

## 6 群馬県繊維工業試験場

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
<b>(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)</b>				
1	同一業者の連続落札について	意見	毎年契約される冷暖房設備保守点検業務委託は指名人が限定されている結果、実質的に競争入札の実効性に乏しい。指名競争入札については、実質的な競争状況をつくる必要がある。	7-12
2	業務委託契約書の再委託禁止条項について	意見	業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあつた。業務委託契約書には、合理的理由がある場合を除き再委託の禁止条項を必ず設けることとされたい。	7-13
3	入札手続書類の保存について	意見	指名人への入札執行通知書の控えが保管されていなかった事例があつた。入札手続の適正な執行を裏付ける書類は確実に保存する必要がある。	7-13
4	契約条件の変更について	意見	入札時に示された納期限より契約書の納期限が延長されていた事例があつたが、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。	7-13
<b>(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)</b>				
5	備品の現品確認の記録保存について	意見	備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。その実施状況については記録を残す必要がある。	7-16
6	情報・技術交流センターの利用状況について	意見	情報・技術交流センターは昭和 40 年建築の鉄筋コンクリート造りで老朽化が著しく、利用状況も十分とは言い難い。講習等の企画回数の増加、PR 等の充実等により利用度の向上に努めるべきであるが、老朽化が著しい施設の現状を考えた場合、廃止を含めて利用方法を再考する必要があると思われる。	7-18
<b>(利用者に適切な金額を負担させているか)</b>				
7	県外企業等に対する受託料設定について	意見	受託料の設定は県外企業等と県内企業等と区別されていないが、試験場が県の予算により運営されていることを考慮すると、県外企業等からの受託研究の受託料には試験場の運営に係る間接費相当額などを含めたフルコストを請求する方法にするなど格差を設けて適切な料金設定をすることが望まれる。	7-21
<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>				
8	研究課題の選定および評価制度の確立について	意見	研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。 研究課題の選定に当たっては次のような観点から評価される必要がある。 社会的ニーズから考えての必要性、緊急性、研究課題の重複の有無、 公平性、 経済性	7-23

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			<p>現状の方法では検討過程が閉鎖的であり、また専門的になる可能性があることから外部評価制度の導入が必要である。</p> <p>また、研究課題の検討は選定時だけでなく、研究途中においても研究の進捗度合いや、当初見込んでいた研究成果の見直し、研究方法などの見直しをする手続きを設けて研究課題の有効性等について経過のモニタリングができる制度の導入を検討されたい。</p>	

要 約

(各試験研究機関の行政コスト計算書の総括表)

平成 16 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	285,491	56.6	177,364	63.9	1,065,233	74.5
ものにかかるコスト	204,402	40.5	96,484	34.7	336,482	23.5
移転的なコスト	312	0.1	736	0.2	1,080	0.1
その他のコスト	14,189	2.8	2,735	0.9	26,592	1.9
行政コスト総額	504,396	100.0	277,320	100.0	1,429,389	100.0
収入計	308		6,458		78,632	
行政コストの純額	504,087		270,862		1,350,756	
研究職員数(人)	26		13		91	
研究職員 1 人当りコスト	19,387		20,835		14,843	
県民数(人)	2,028,733					
県民 1 人当りコスト(円)	248		133		665	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	450,629	56.2	536,129	44.3	214,021	74.9	2,728,869	60.5
ものにかかるコスト	300,622	37.4	609,109	50.4	65,887	23.0	1,612,989	35.8
移転的なコスト	2,295	0.3	4,184	0.3	892	0.3	9,502	0.2
その他のコスト	48,890	6.1	60,526	5.0	5,078	1.8	158,012	3.5
行政コスト総額	802,437	100.0	1,209,950	100.0	285,880	100.0	4,509,374	100.0
収入計	119,146		99,265		12,062		315,874	
行政コストの純額	683,290		1,110,685		273,817		4,193,500	
研究職員数(人)	28		55		20		233	
研究職員 1 人当りコスト	24,403		20,194		13,690		17,997	
県民数(人)	2,028,733							
県民 1 人当りコスト(円)	336		547		134		2,067	